

建設・解体工事等を行う事業者の皆様へ
～周辺の生活環境に配慮した工事の実施をお願いします～

延岡市には、建設・解体工事等に伴い発生する騒音・振動等について、毎年相談が寄せられています。

重機の使用を伴う建設・解体工事等は、非常に大きな騒音・振動を発生させるため、工事関係者の皆様による騒音・振動の防止・低減に向けた取組が必要不可欠です。また、建設・解体工事等の現場からの騒音・振動に関する苦情相談には、重機の使用だけでなく、資材の投げ落としなど、その他の作業音も含まれており、これらへの配慮も含めて工事全体において、より積極的な騒音・振動の防止・低減に向けた取組が求められています。

このため、建設・解体工事等の実施にあたっては、騒音・振動で近隣住民等に迷惑をかけないように、以下の取組を参考に、周辺の生活環境に十分配慮した工事に努めてください。

なお、騒音規制法、振動規制法及び延岡市生活環境保護条例に規定されている特定建設作業の実施にあたっては、事前の届出（「特定建設作業実施届出書」）を怠らないよう注意してください。

【周辺住民への対応】

①近隣住民及び区長に対して事前に工事内容の説明を行い、理解を得るように努める

※相談者から、「事前に聞いていない」、「チラシだけ入っていた」という声が寄せられます。可能な限り近隣住民の自宅を訪問し、直接説明を行うよう努めてください。

※チラシ等を配布する場合は、工期、作業時間、現場責任者氏名等を明記してください。

②著しく大きな音が予想される作業を行う場合は、作業時間等について事前に周知する

③当初予定していた工期や作業時間等に変更が生じた場合は、あらためて周知する

④問い合わせ窓口を明確にして、苦情に対しては真摯に対応する

【工事現場での対応】

①規制内容を踏まえて、事前に周知している作業日、作業時間等を遵守する

※日曜日、祝日等の休日や早朝、夜間に、著しい騒音・振動が発生する作業を行わないように工事工程を検討してください。

②工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定する

※低騒音・低振動工法の採用、低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械の選定に努めてください。

③工事現場の周辺状況等を考慮し、防音措置を講じる

※防音壁、防音パネル、防音シート等の防音措置を講じるよう努めてください。

④建設機械の整備不良による異常な騒音・振動を防止するため、点検・整備に努める

⑤建設機械の使用以外においても、騒音・振動に配慮する

※工事現場への資機材の搬出入、資材の積み下ろしの作業、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオ等についても、近隣住民に迷惑をかけないように配慮してください。

⑥建設機械の使用にあたっては、丁寧な操作により騒音・振動の発生抑制に努める

⑦周辺住民に迷惑をかけないように作業従事者への教育指導を徹底する

※下請け業者も含めた作業従事者への教育指導を徹底してください。